

食品安全担当室の設置に関する訓令

(平成15年6月23日内閣府訓令第21号)

最終改正 平成16年7月2日内閣府訓令第22号

(総則)

第1条 内閣府本府に、食品安全担当室(以下「担当室」という。)を置く。

(任務)

第2条 担当室は、政策統括官(共生社会政策担当)の職務を助け、次に掲げる事務を行う。

一 行政各部の施策の統一を図るために必要となる食品の安全性の確保を図るための環境の総合的な整備に関する事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること(内閣官房が行う内閣法(昭和22年法律第5号)第12条第2項第2号に掲げる事務を除く。)

二 食品安全基本法(平成15年法律第48号)第21条第1項に規定する基本的事項の策定に関すること。

(組織)

第3条 担当室に、室長、次長、参事官及び所要の室員を置く。

2 室長は、担当室の事務を掌理する。

3 次長は、室長を助け、室務を整理する。

4 参事官は、命を受けて、重要事項の調査、企画及び立案に参画する。

(補則)

第4条 この訓令に定めるもののほか、担当室の内部組織に関し必要な事項は、内閣府本府の内部部局等及び沖縄総合事務局の内部組織に関する訓令(平成13年内閣府訓令第1号)第22条の規定にかかわらず、室長が、大臣官房長に協議の上、定める。

附 則

この訓令は、平成15年7月1日から施行する。